

(別添 1)



問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2474, 2496)

## 令和元年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

令和2年8月  
厚生労働省医薬・生活衛生局

# 令和元年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

## はじめに

令和元年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 254 万件、輸入重量で約 3,327 万トンでした。また、「令和元年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成 31 年 3 月 26 日に、平成 31 年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

（本結果においては、法の条項につき、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の法の条項を掲載しています。）

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)



# 1. 令和元年度における輸入食品監視指導計画の概要

## 1 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

## 3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（令和元年度における計画：99,059 件）の実施
- 検査命令<sup>※2</sup>
- 包括的輸入禁止措置<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

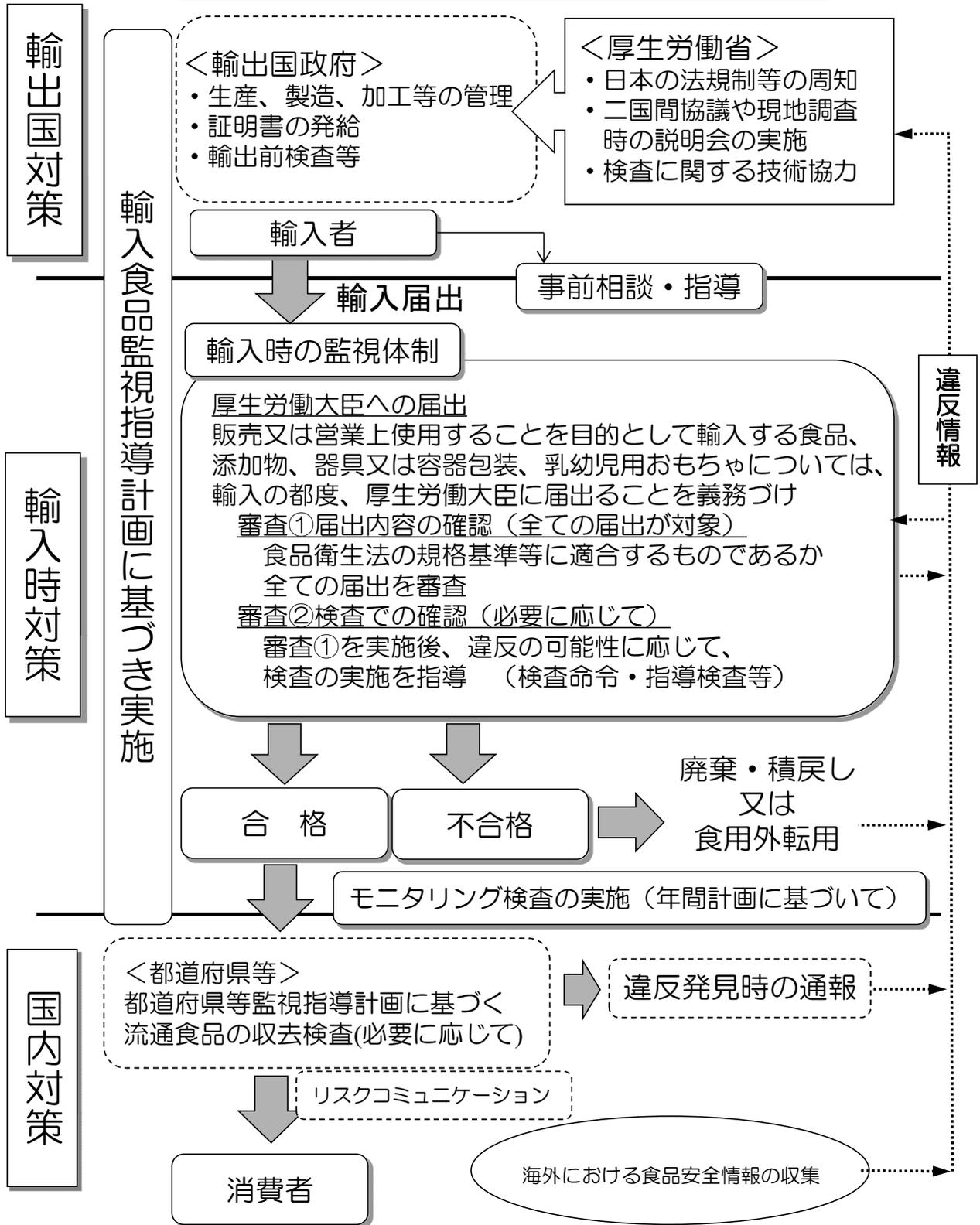
## 4 輸出国における衛生管理対策の推進

- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産段階における安全管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生管理対策の推進
- 輸出国への専門家の派遣、輸出国政府機関からの研修生の受け入れ等を通じた、輸出国における衛生管理対策に係る技術協力の実施

## 5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

# 輸入食品の監視体制等の概要



## 2. 令和元年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第4条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

### (1) 法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第13条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)を始めとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

令和元年度の輸入届出は、件数で2,544,674件、重量で3,327万トンであった。輸入届出のうち、217,216件に対して検査を実施し、このうち763件(延べ800件)に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.03%に相当する(表1)。



コンピュータシステムによる届出審査

### (2) 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

令和元年度は55,916件(計画件数延べ99,059件に対し99,636件(実施率:約101%))を実施し、このうち144件(延べ144件)に法違反が確認され(表2)、回収、廃棄等の措置を講じた。

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い(検査の強化を開始した日から1年間を経過して又は60件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない)場合には、通常の監視体制とした(表3)。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし(表4)、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った(表5)。

なお、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受



保税倉庫での検体採取

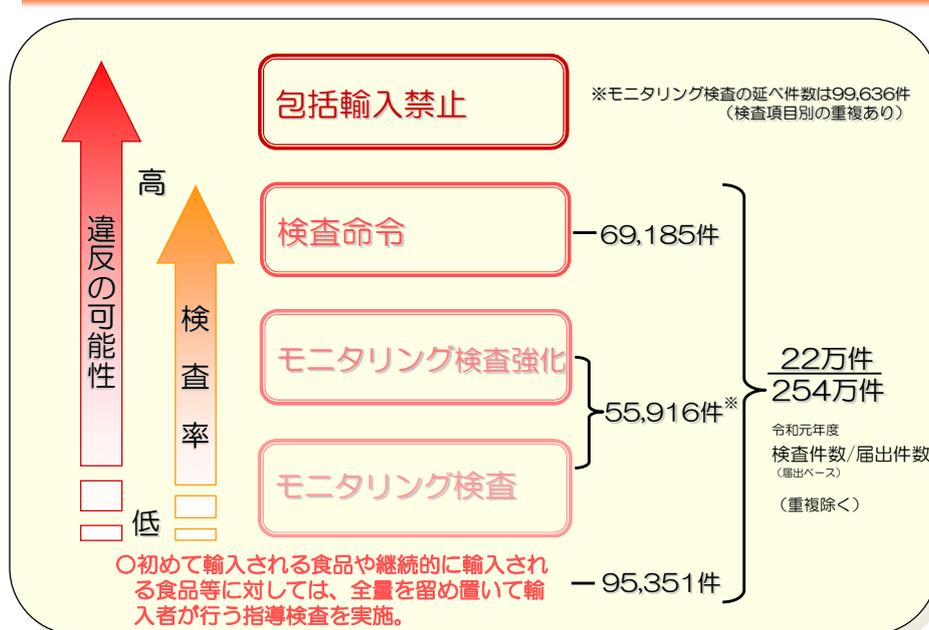
けて開始した加工食品の残留農薬検査については、令和元年度において 10,761 件を実施し、ベトナム産のパプリカ加工品でアセフェートの違反が 1 件認められたことから、原料パプリカ及びその加工品のモニタリング検査の検査率を引き上げて実施するとともに、特定製造者に対し輸入の都度の自主検査の対象として検査強化を図った。

### (3) 法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令を実施した。

令和 2 年 3 月 31 日時点で、全輸出国が対象の 17 品目及び 31 カ国・2 地域が対象の 80 品目を検査命令の対象としており、令和元年度は、69,185 件(延べ 92,635 件)を実施し、このうち 201 件(延べ 201 件)に法違反が確認され(表 6)、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

## 輸入時の検査体制の概要



### (4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 13 条違反(食品の成分規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)が 450 件、法第 6 条違反(アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等)が 222 件、法第 12 条違反(指定外添加物の使用)が 53 件、法第 18 条違反(器具又は容器包装の規格)が 35 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条(準用規定)違反が 3 件、法第 10 条違反(食肉の衛生証明書の不添付)が 1 件であった(表 7)。

また、検査分類別の内訳は、微生物に係る規格違反が 180 件(23.6%)(表 8-①)、有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 179 件(23.5%)(表 8-②)、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が 140 件(18.3%)(表 8-③)、残留農薬に係る規格違反が 127 件(16.6%)(表 8-④)、腐敗、変敗(異臭やカビの発生等)に係る違反 52 件(6.8%)(表 8-⑤)、残留動物用医

薬品に係る規格違反 16 件 (2.1%) (表 8-⑥)、器具及び容器包装に係る規格違反 35 件 (4.6%) (表 8-⑦)、その他 34 件 (4.5%) (表 8-⑧) であった。

#### ①微生物に係る規格違反状況 (表 8-①)

国別延べ件数では、中国が 60 件 (31.7%)、ベトナム 26 件 (13.8%)、台湾 21 件 (11.1%) と続いている。

また、違反内容の多くは、冷凍食品の汚染の指標である微生物 (細菌数、大腸菌群、E. coli) の 134 件 (70.9%) であった。

#### ②有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況 (表 8-②)

国別延べ件数では、米国が 73 件 (40.3%)、中国 33 件 (18.2%)、イタリア 11 件 (6.1%) と続いております、違反内容は、米国ではアーモンド、とうもろこし及び落花生等のアフラトキシンの付着、中国では落花生のアフラトキシンの付着が多く、イタリアではナチュラルチーズや非加熱食肉製品のリステリア・モノサイトゲネスが多かった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシンの 151 件 (83.4%) であり、次いでシアン化合物 19 件 (10.5%)、リステリア・モノサイトゲネス 7 件 (3.9%) であった。

#### ③指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況 (表 8-③)

国別延べ件数では、中国が 40 件 (26.7%)、インド 24 件 (16.0%)、台湾 15 件 (10.0%) と続いております、違反内容は、中国では二酸化硫黄の過量残存やサイクラミン酸等の指定外添加物の使用、インドでは TBHQ やヨウ素化塩といった指定外添加物の使用、台湾ではアセスルファミウムカリウムの過量使用が多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、TBHQ 25 件 (42.4%)、サイクラミン酸 12 件 (20.3%)、ヨウ素化塩 8 件 (13.6%) と続いております、添加物の使用基準違反の内容は、ソルビン酸 25 件 (27.5%)、二酸化硫黄 15 件 (16.5%)、アセスルファミウムカリウム 11 件 (12.1%) と続いております。

#### ④残留農薬に係る規格違反状況 (表 8-④)

国別延べ件数では、中国が 25 件 (19.2%)、米国 19 件 (14.6%)、ベトナム 16 件 (12.3%) と続いております、違反内容は、中国ではたまねぎのチアメトキサムが最も多く、米国ではとうもろこしのデルタメトリン及びトラロメトリン、ベトナムではきだちとうがらしのトリシクラゾール及びプロピコナゾールが最も多かったです。

また、品目別では、カカオ豆 16 件 (12.3%)、とうもろこし 13 件 (10.0%)、とうがらし (香辛料) 11 件 (8.5%) と続いております。

#### ⑤腐敗、変敗 (異臭やカビの発生等) に係る違反状況 (表 8-⑤)

国別延べ件数では、米国が 36 件 (69.2%)、カナダ 5 件 (9.6%)、オーストラリア及びタイ 4 件 (7.7%) と続いております、違反内容は、米国では小麦が、カナダでは菜種が、オーストラリアでは小麦が最も多く、タイでは全て米であった。

また、品目別では、小麦 25 件 (48.1%)、米 14 件 (26.9%)、とうもろこし 6 件 (11.5%) と続いております。

#### ⑥残留動物用医薬品に係る規格違反状況 (表 8-⑥)

国別延べ件数では、ベトナムが 10 件 (62.5%)、インド 3 件 (18.8%) と続いております、違反内容は、ベトナムではえびのエンロフロキサシンが最も多く、インドでは全てえびのフラゾリドンであった。

### ⑦器具、容器包装に係る規格違反状況（表8-⑦）

国別延べ件数では、中国 15 件（37.5%）、英国 14 件（35.0%）、フランス 6 件（15.0%）と続いており、材質別の違反内容は、中国では合成樹脂が最も多く、英国では全て陶器であり、フランスでは合成樹脂が最も多かった。

### ⑧その他（表8-⑧）

その他の違反事例の主なものは、食品添加物の成分規格 24 件、安全性審査の手続きを経していない遺伝子組換え食品の検出 3 件、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準（殺菌条件） 3 件などであった。

## (5) 法第9条第1項又は第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

令和元年度において、「食品衛生法第8条第1項及び第17条第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成14年9月6日付け食発第0906001号別添)に基づき、検査命令等による直近60件の違反率が5%を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

## (6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、令和元年度においては、フランスにおけるナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌O26やサルモネラ属菌汚染、中国及び韓国における貝類加工品のA型肝炎ウイルス汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した（表9）。

## (7) 輸出国における安全対策の推進

### ①二国間協議、現地調査（表10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。令和元年度においては、二国間協議の結果、タイ産おくら、グリーンアスパラガス、バナナ及びマンゴーの残留農薬、フィリピン産バナナの残留農薬、インド産養殖えびの合成抗菌剤について、現地における再発防止対策が確認できたことから、検査命令を一部免除した。

牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況（牛海綿状脳症（BSE）に係る対策）について、輸出国における生産、加工段階での安全対策の確認について、必要に応じて専門家を派遣し、現地調査等を行った。

スペイン産牛肉については、対日輸出認定施設における現地調査にて、対日輸出プログラムが遵守されていることが確認されたことから、輸入を解禁した。

ドイツ産及びフィンランド産牛肉については、各国政府とBSEに係る対策について協議を実施するとともに、現地調査により対策等に関する情報を収集した。

デンマーク産牛肉については、対日輸出認定が予定されている施設の準備状況について現地調査により確認を行った。

アイルランド、カナダ及び米国産牛肉については、対日輸出認定施設における現地調査にて、対日輸出プログラムが遵守されていることが確認されたことから、輸入時に係る月齢制限を撤廃した。また、カナダ産及び米国産牛肉については、月齢制限の撤廃後も現地調査により対日輸出プログラムの遵守状況を確認したほか、食品衛生法の改正に伴い、輸入食肉等に対し、HACCPに基づく衛生管理が新たに求められることになったことを踏まえ、両国の食肉等における HACCP の導入状況について現地調査により確認を行った。

## ②技術協力

パラグアイでのごまの種子に係る残留農薬対策のため、長期専門家を派遣した。

インドネシアにおいて問題が生じた際に迅速な情報収集・分析・対応を行える体制の構築を支援するため、長期専門家を派遣した。

また、厚生労働省本省、検疫所、輸入食品・検疫検査センター等で、輸出国政府機関からの研修生を受け入れ、日本の輸入食品監視体制等について説明し、意見交換を行った。

## (8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な安全管理の推進を図ることとなっている。

令和元年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、119 回の説明を実施し、延べ 3,915 人の関係者の参加を得た。

また、22,629 件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が 627 件（延べ 870 件）であった（**表 11**）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第 13 条が 426 件、法第 12 条が 239 件、法第 6 条が 7 件、法第 18 条が 5 件であった（**表 12**）。

また、国別の違反該当内容数では、米国 265 件（30.5%）、台湾 109 件（12.5%）、中国 102 件（11.7%）と続いている（**表 13**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は 0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は 2.77%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することにつながっている。



検疫所による説明会

#### **(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携**

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表 14**）。

#### **(10) 国民への情報提供**

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、令和2年1月から2月にかけて、東京及び大阪にて、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表1 届出・検査・違反状況(令和元年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 <sup>※1</sup> (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,544,674	3,327	217,216 (69,185) <sup>※4</sup>	8.5	763 <sup>※3</sup> (201) <sup>※4</sup>	0.03 <sup>※2</sup> (0.29) <sup>※4</sup>
(前年度実績)					
2,482,623	3,417	206,594	8.3	780	0.03 <sup>※2</sup>

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 延べ件数(検査項目別の件数)は800件

※4 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(令和元年度)

食品群	検査項目 <sup>※1</sup>	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2178	2226	0
	残留農薬	1221	1593	0
	添加物	118	183	0
	病原微生物	657	671	0
	成分規格等	385	337	0
	放射線照射	29	28	0
	SRM除去	-	2019	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2266	2303	0
	残留農薬	1637	1924	1
	添加物	1247	1479	0
	病原微生物	3704	3782	2
	成分規格等	2057	2319	6
	カビ毒	-	4	0
	放射線照射	-	2	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2536	2441	1
	残留農薬	1458	1946	1
	添加物	297	314	1
	病原微生物	1194	1713	0
	成分規格等	324	325	0
	遺伝子組換え食品	59	52	0
	放射線照射	64	60	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3574	4217	1
	残留農薬	3423	4216	1
	添加物	1594	2037	0
	病原微生物	3851	4336	0
	成分規格等	5855	5787	28
	カビ毒	-	2	0
	放射線照射	-	8	1
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2170	2768	0
	残留農薬	11078	10949	47
	添加物	534	609	2
	病原微生物	1434	1625	0
	成分規格等	355	335	0
	カビ毒	2297	2522	4
	遺伝子組換え食品	502	461	0
放射線照射	119	127	0	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	379	0
	残留農薬	7040	8160	11
	添加物	4282	5116	0
	病原微生物	2210	2116	0
	成分規格等	3518	4157	14
	カビ毒	2834	2856	6
	遺伝子組換え食品	302	342	1
放射線照射	477	458	2	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	1	0
	残留農薬	1074	1309	0
	添加物	3044	3452	2
	成分規格等	1196	870	2
	カビ毒	836	848	1
	遺伝子組換え食品	-	11	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	放射線照射	-	17	0
	残留農薬	118	144	0
	添加物	1075	1197	1
	成分規格等	657	624	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	カビ毒	118	122	1
	成分規格等	1762	1737	6
総計(延数)		99,059 <sup>※2</sup>	99,636 <sup>※3</sup> 実施率約101%	144 <sup>※3</sup>

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は55,916件、違反件数は144件

表3 モニタリング検査強化品目<sup>※1</sup>(令和元年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
全輸出国	生食用鮮介類(アカガイ、タイラギガイ、トリガイ及びウニ)	腸炎ビブリオ最確数 <sup>※2</sup>
	生食用養殖ひらめ	グドア・セブテンブクタータ <sup>※3</sup>
中国	赤とうがらし	クロルプロファム
		トリアゾホス
		パクロブトラゾール
	おくら	ヘキサコナゾール
	菊の花	クロルピリホス
	ごぼう	クロルピリホス
	なつめ	ピラクロストロビン
		プロピコナゾール
	にんじん	キントゼン
		チアメキサム
		トリアジメノール
	ねぎ	チアメキサム
		ピリプロキシフェン
	ハスの種子	アフラトキシン
	パセリ	クロルフェナピル
	ほうれんそう	ピラクロストロビン
未成熟えんどう(さや用種およびスナッフエンドウと称されるものに限る。)	ジニコナゾール	
養殖フウセイ	エンロフロキサシン	
レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸	
わさび	プロシミドン	
ベトナム	青とうがらし	プロピコナゾール
	PUK WHAN(アマメシバ)	ヘキサコナゾール
	えび	スルファジアジン
		フラゾリドン
	オオバコエンドロ	テブコナゾール
		ピリダベン
		フェンブコナゾール
	カエル	フラゾリドン
	きだちとうがらし	ヘキサコナゾール
	冬瓜	メタラキシル及びメフェノキサム
	にんじん	ヘキサコナゾール
	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)	メタラキシル及びメフェノキサム
ふくろたけ	クロルピリホス	
タイ	きだちとうがらし	プロピコナゾール
	キンツァイ(芹菜)	フェントエート
	中国ブロッコリー(カイラン)	ジメトモルフ
		テブコナゾール
		トルフェンピラド
	未成熟えんどう(さや用種およびスナッフエンドウと称されるものに限る。)	プロピコナゾール
ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ <sup>※4</sup>	

対象国・地域	対象品目	検査項目
米国	グレープフルーツ	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン
	セロリ	アセフェート
		ピフェントリン
		メタミドホス
	とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。)を除く。)	デルタメトリン及びトラロメトリン
ラズベリー	メキシフェノジド	
フランス	鶏肉	ナイカルバジン
	パースニップ	シプロジニル
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)	パツリン
	レッドカラント	ジチアノン
ペルー	カカオ豆	2, 4-D
	キノア	フィプロニル
		メタミドホス
とうもろこし	メタミドホス	
イタリア	アーモンド加工品	アフラトキシシン
	うるち米	ピリミホスメチル
	パセリ	ボスカリド
インド	カルダモンの未成熟果実(グリーンカルダモンに限る。)	トリアゾホス
	コエンドロ(コリアンダー)	トリアゾホス
	養殖えび(ブラックタイガー(ウシエビ)に限る。)	フラゾリドン
オーストラリア	アーモンド加工品	アフラトキシシン
	そら豆	フルキンコナゾール
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)	パツリン
台湾	蜂の子	オキシテトラサイクリン
	バナナ	ピラクロストロピン
	養殖鰻	フェニトロチオン
チリ	キウイ	フェンヘキサミド
	ぶどう	プロフェノホス
	ぶどうの葉	インドキサカルブ
トルコ	アーモンド加工品	アフラトキシシン
	乾燥りんご	アフラトキシシン
	ピスタチオナッツ	アフラトキシシン
エチオピア	ごまの種子	2, 4-D
		ベンダイオカルブ
ガーナ	カカオ豆	2, 4-D
		クロルピリホス
スペイン	うるち米(粉を含む。)	デルタメトリン及びトラロメトリン
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシシン
ネパール	赤とうがらし	エチオン
		トリアゾホス

対象国・地域	対象品目	検査項目
ブラジル	いんげん豆	ハロキシホップ
	キャッサバ	ピリミホスメチル
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インドネシア	パイナップル	テブコナゾール
ウガンダ	ごまの種子	チアメトキサム
英国	セロリ	フルジオキシニル
エクアドル	アメリカサトイモ(タニア)	イマザリル
エジプト	キンセンカ(CALENDULA OFFICINALIS)	クロルピリホス
カザフスタン	はちみつ	クロラムフェニコール
韓国	養殖さけ・ます	オキシテトラサイクリン
シリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スーダン	ごまの種子	2, 4-D
セルビア	パセリ	クロルピリホス
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン
ニュージーランド	柿	メキシフェノジド
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
ポーランド	パセリ	ボスカリド
メキシコ	赤とうがらし	プロピコナゾール
モンゴル	そば	クロルピリホス
ロシア	はちみつ	クロラムフェニコール

- ※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。  
 ※2 夏期の検査強化として全届出件数の20%を対象に検査を実施(令和元年6月～10月)  
 ※3 年間の計画件数として598件  
 ※4 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(令和元年6月～10月)

表4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(令和元年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
ベトナム	オオバコエンドロ	ヘキサコナゾール
		プロフェノホス
	赤とうがらし	プロピコナゾール
	きだちとうがらし	トリシクラゾール
インド	フェネルの種子	トリアゾホス
オランダ	セルリアック	クロルプロファミ
タイ	ドリアン	プロシミドン
中国	ブロッコリー	プロシミドン
米国	とうもろこし(爆裂種に限る。)	デルタメトリン及びトラロメトリン
マレーシア	ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)	クロルピリホス
メキシコ	アボカド	ビフェントリン

表5 直ちに検査命令へ移行した品目(令和元年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インド	アーモンド加工品	アフラトキシン
	脱脂大豆	アフラトキシン
中国	花椒	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	オキシテトラサイクリン
トルコ	ひよこ豆	アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
ブラジル	ブラジルナッツ加工品	アフラトキシン
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌O26
ベトナム	食品(製造者限定)	サイクラミン酸

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和元年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数	
全輸出国 (17品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	アフラトキシン	13,319	99	
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	347	11	
	すじこ	亜硝酸根	175	0	
中国 (19品目)	あさり、野菜(しょうが、たまねぎ、にんにくの茎、ブロッコリー、ほうれんそう、未成熟えんどう)、ライチ	エンドリン、クロルピリホス、4-クロルフェノキシ酢酸、チアメトキサム、ディルドリン、プロシミドン、プロメトリン、ジニコナゾール等	27,383	9	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	9,023	1	
	加工食品	サイクラミン酸	984	0	
	花椒、ひまわりの種子、もろこし(こりゃん等)	アフラトキシン	277	7	
	鰻、スッポン	エンロフロキサシン、オキシリニック酸、スルファジミジン	75	1	
韓国 (12品目)	二枚貝	下痢性貝毒・麻痺性貝毒	160	0	
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	16	0	
	青とうがらし	フルキンコナゾール	1	0	
タイ (10品目)	おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、プロシミドン、プロピコナゾール	1,109	1	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	7	0	
インド (8品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,890	3	
	ケツメイシ、脱脂大豆、とうもろこし	アフラトキシン	167	2	
	紅茶、とうがらし、フェネルの種子	トリアゾホス、ヘキサコナゾール	59	6	
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	3,584	23	
	とうもろこし(爆裂種)	デルタメトリン及びトトラロメトリン	88	2	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	10	0	
ベトナム (8品目)	いか、えび、かわはぎ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、スルファジアジン、フラゾリドン	23,502	9	
	加工食品	サイクラミン酸	102	0	
	オオバコエンドロ	クロルピリホス、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	5	1	
イタリア (6品目)	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	138	0	
	ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌O26、リステリア・モノサイトゲネス	33	1	
	うるち米	ピリミホスチル	21	0	
フィリピン (6品目)	おくら、バナナ、マンゴー	クロルピリホス、シペルメトリン、テブフェノジド、フィプロニル、フェントエート、フルアジホップブチル、メタミドホス	5,685	4	
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	264	0	
その他(27カ国・2地域、総32品目)			4,211	21	
総計			(延数) <sup>※1</sup> (実数) <sup>※2</sup>	92,635 69,185	201 201

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表7 条文別違反状況(令和元年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	224(延数) 222(実数)	28.0	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ごまの種子、チアシード、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、もろこし、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、杏の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	1(延数) 1(実数)	0.1	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	59(延数) 53(実数)	7.4	指定外添加物(TBHQ、アシッドブルー3、アスパラギン酸-1-デカルボキシラーゼ、アゾルビン、アルミノケイ酸ナトリウム、一酸化炭素、塩化メチレン、キノリンエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、ヨウ素化塩)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	473(延数) 450(実数)	59.1	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	40(延数) 35(実数)	5.0	材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	3(延数) 3(実数)	0.4	おもちゃの規格違反
合計	(延数)800 <sup>※1</sup> (実数)763 <sup>※2</sup>		

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数(1件は第12条及び第13条違反)

表8-① 微生物に係る規格違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 <sup>※1</sup>
中国	冷凍食品(魚類)	細菌数(6)、大腸菌群(4)、E.coli(3)	60
	冷凍食品(野菜)	E.coli(8)、細菌数(2)、大腸菌群(2)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発生し得る微生物(6)	
	冷凍食品(水産動物類)	E.coli(4)、細菌数、大腸菌群	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)、E.coli(2)、細菌数	
	冷凍食品(豆類)	細菌数(4)	
	ゆでがに	細菌数(3)	
	冷凍食品(畜産物)	大腸菌群、E.coli	
	加熱食肉製品	大腸菌群	
	魚介類卵加工品	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(貝類)	E.coli	
	ベトナム	冷凍食品(水産動物類)	
生食用冷凍鮮魚介類		大腸菌群(4)	
冷凍食品(野菜)		大腸菌群(3)、細菌数	
魚介類卵加工品		細菌数(2)	
冷凍食品(果実)		大腸菌群(2)	
魚肉ねり製品		大腸菌群	
生食用冷凍えび		細菌数	
ゆでがに		大腸菌群	
ゆでだこ		細菌数	
冷凍食品(魚類)		E.coli	
冷凍食品(豆類)		細菌数	
台湾	冷凍食品(その他の食品)	細菌数(7)、大腸菌群、E.coli	21
	粉末清涼飲料	大腸菌群(4)	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	細菌数(2)、E.coli	
	魚肉練り製品	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群、E.coli	
	氷菓	大腸菌群	
タイ	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(2)、大腸菌群(2)、E.coli	17
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(魚類)	細菌数(2)、大腸菌群	
	氷菓	細菌数、大腸菌群	
	粉末清涼飲料	細菌数、大腸菌群	
	清涼飲料水	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	細菌数	
マレーシア	粉末清涼飲料	細菌数(3)、大腸菌群(2)	9
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(果実)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数 <sup>※1</sup>
イタリア	アイスクリーム	大腸菌群(2)	7
	冷凍食品(穀類)	細菌数、大腸菌群	
	乾燥食肉製品	E.coli	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
韓国	魚肉ねり製品	大腸菌群(3)	7
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	ゆでがに	大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
フィリピン	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	7
	アイスクリーム	大腸菌群	
	氷菓	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	細菌数	
インド	粉末清涼飲料	細菌数(4)	6
	冷凍食品(穀類)	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	E.coli	
インドネシア	粉末清涼飲料	大腸菌群(2)、細菌数	6
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
フランス	冷凍食品(その他の食品)	細菌数、大腸菌群	4
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	細菌数	
ペルー	冷凍食品(果実)	大腸菌群(2)、細菌数	4
	冷凍食品(その他の農産加工品)	細菌数	
米国	アイスクリーム	大腸菌群(2)	3
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
スペイン	冷凍食品(魚類)	細菌数	2
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2
	冷凍食品(野菜)	E.coli	
ニュージーランド	アイスクリーム	大腸菌群	2
	加熱食肉製品	E.coli	
ミャンマー	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(2)	2
エジプト	冷凍食品(野菜)	細菌数	1
シンガポール	魚肉ねり製品	大腸菌群	1
チェコ	粉末清涼飲料	細菌数	1
ポルトガル	冷凍食品(野菜)	E.coli	1
総計		(延数) <sup>※1</sup>	189
		(実数) <sup>※2</sup>	180

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 <sup>※1</sup>
米国	アーモンド	総アフラトキシン(22)	73
	とうもろこし	総アフラトキシン(20)	
	落花生	総アフラトキシン(12)	
	乾燥いちじく	総アフラトキシン(7)	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン(5)	
	乾燥なつめやし	総アフラトキシン(2)	
	調整油脂	シアン化合物(2)	
	くるみ	総アフラトキシン	
	種実類の調整品	総アフラトキシン	
	ミックснаッツ	総アフラトキシン	
中国	落花生	総アフラトキシン(16)	33
	花椒	総アフラトキシン(6)	
	杏の種子	シアン化合物(2)	
	チョコレート	総アフラトキシン(2)	
	もろこし	総アフラトキシン(2)	
	クロレラ	総フェオホルバイド	
	調味料	総アフラトキシン	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	
	はまぐり	麻ひ性貝毒	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ菌	
イタリア	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス(4)	11
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス(2)	
	アーモンドペースト	シアン化合物	
	杏の種子	シアン化合物	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	
	ピスタチオナッツペースト	総アフラトキシン	
ブラジル	落花生	総アフラトキシン(6)	10
	ブラジルナッツ	総アフラトキシン(2)	
	菓子類	総アフラトキシン	
	ブラジルナッツペースト	総アフラトキシン	
インド	落花生	総アフラトキシン(2)	9
	アーモンド粉	総アフラトキシン	
	カレー粉	総アフラトキシン	
	ケツメイシ	総アフラトキシン	
	脱脂大豆	総アフラトキシン	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	
	とうもろこし粉	総アフラトキシン	
	ナツメグ	総アフラトキシン	
シンガポール	菓子類	シアン化合物(6)	6

生産国	品目分類	違反内容	件数 <sup>※1</sup>
タイ	キャッサバ	シアン化合物(2)	5
	アーモンド	総アフラトキシン	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	
	ハトムギ	総アフラトキシン	
インドネシア	キャッサバ	シアン化合物(2)	4
	ナツメグ	総アフラトキシン(2)	
オーストラリア	アーモンド	総アフラトキシン	3
	アップルジュース	パツリン	
	ミックスセリアル	シアン化合物	
オランダ	落花生	総アフラトキシン(3)	3
トルコ	亜麻の種子	シアン化合物	3
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	
	ひよこ豆	総アフラトキシン	
イラン	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン(2)	2
スペイン	乾燥いちじく	総アフラトキシン	2
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	
スリランカ	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	2
	ナツメグ	総アフラトキシン	
フランス	ピスタチオナッツペースト	総アフラトキシン	2
	ミックススパイス	総アフラトキシン	
南アフリカ	落花生	総アフラトキシン(2)	2
ラオス	ハトムギ	総アフラトキシン(2)	2
カナダ	菓子類	総アフラトキシン	1
チュニジア	種実類ペースト	総アフラトキシン	1
ネパール	落花生	総アフラトキシン	1
パキスタン	ミックススパイス	総アフラトキシン	1
パラグアイ	チアシード	総アフラトキシン	1
バングラデシュ	菓子類	総アフラトキシン	1
ブルキナファソ	ごまの種子	総アフラトキシン	1
ベトナム	花椒	総アフラトキシン	1
ミャンマー	バター豆	シアン化合物	1
総計		(延数) <sup>※1</sup>	181
		(実数) <sup>※2</sup>	179

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-③ 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 <sup>※1</sup>
		指定外添加物	使用基準	
中国	調味料	サイクラミン酸(2)	ソルビン酸(2)、ポリソルベート(2)	40
	野菜加工品	TBHQ(5)、サイクラミン酸		
	リキュール類		ソルビン酸カリウム(6)	
	えび		二酸化硫黄(2)	
	菓子類	サイクラミン酸(2)		
	乾燥野菜		二酸化硫黄(2)	
	健康食品	アスパラギン酸-1-デカルボキシラーゼ(2)		
	水産動物類乾製品		アセスルファムカリウム(2)	
	スープ類	サイクラミン酸(2)		
	清涼飲料水		ソルビン酸カリウム(2)	
	塩蔵野菜		二酸化硫黄	
	果実加工品	サイクラミン酸	二酸化硫黄	
	クリーミングパウダー		ステアロイル乳酸ナトリウム	
	水産動物類くん製品		ソルビン酸	
	農産加工品		デヒドロ酢酸ナトリウム	
水煮(野菜)		二酸化硫黄		
冷凍食品(水産動物類)		二酸化硫黄		
インド	菓子類	TBHQ(14)、ヨウ素化塩(6)	安息香酸、ソルビン酸	24
	果実加工品		安息香酸	
	即席めん	TBHQ		
台湾	糖類		アセスルファムカリウム(7)、安息香酸、シリコーン樹脂、スクラロース、ステアロイル乳酸ナトリウム	15
	農産加工品		アセスルファムカリウム、ソルビン酸	
	果実加工品		ソルビン酸	
	野菜加工品		ソルビン酸カリウム	
イタリア	チョコレート類		三二酸化鉄(6)	12
	食酢		二酸化硫黄	
	漬け物(野菜)		二酸化硫黄	
	糖類	アシッドブルー3		
	ナチュラルチーズ	ヨウ素化塩		
	乳を主原料とするもの		銅クロロフィル	
	洋菓子		ソルビン酸	
英国	菓子類		ソルビン酸(5)、銅クロロフィリンナトリウム(3)	11
	調味料		ソルビン酸(2)	
	発酵茶	塩化メチレン		
タイ	調味料	アルミノケイ酸ナトリウム(2)	BHA	7
	揚げ豆類	TBHQ		
	乾燥果実		二酸化硫黄	
	クリーミングパウダー		ステアロイル乳酸ナトリウム	
	農産加工品	アゾルビン		

生産国	品目分類	違反内容		件数 <sup>※1</sup>	
		指定外添加物	使用基準		
ベトナム	いったコーヒー豆	サイクラミン酸(2)		6	
	えび		二酸化硫黄		
	魚醤	サイクラミン酸			
	粉末清涼飲料		ステアロイル乳酸ナトリウム		
	冷凍食品(その他の食品)		安息香酸ナトリウム		
韓国	漬け物(野菜)		ソルビン酸、二酸化硫黄	5	
	調味料		エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム		
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品		ポリソルベート		
	冷凍食品(貝類)		安息香酸		
フランス	果実酒		ソルビン酸	4	
	健康食品		アセスルファムカリウム		
	チョコレート類	キノリンイエロー			
	冷凍食品(その他の食品)		ソルビン酸		
スペイン	果実酒		ソルビン酸	3	
	漬け物(果実)		二酸化硫黄		
	冷凍食品(その他の食品)		ソルビン酸		
ドイツ	菓子類	キノリンイエロー		3	
	種実類加工品		ソルビン酸		
	アルコール飲料	サイクラミン酸			
マレーシア	菓子類	TBHQ		3	
	油脂類	TBHQ			
	冷凍食品(その他の食品)	アゾルビン			
チリ	乾燥果実		ソルビン酸(2)	2	
ブルガリア	塩類	ヨウ素化塩		2	
	果実酒		ソルビン酸		
ベルギー	菓子類	パテントブルーV	銅クロロフィル	2	
オーストラリア	かんきつ類果実		イマザリル	1	
オーストリア	チョコレート類		ソルビン酸	1	
シンガポール	砂糖	アゾルビン		1	
デンマーク	清涼飲料水		二酸化硫黄	1	
トルコ	油脂類	TBHQ		1	
日本	生食用冷凍鮮魚介類	一酸化炭素		1	
ネパール	野菜加工品	TBHQ		1	
フィリピン	冷凍食品(水産動物類)		安息香酸	1	
米国	レモン		イマザリル	1	
ポルトガル	いったカフェインレスコーヒー豆	塩化メチレン		1	
モルドバ	乾燥果実		ソルビン酸	1	
総計	(延数) <sup>※1</sup>		59	91	150
	(実数) <sup>※2</sup>		53	88	140

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数(1件は指定外添加物及び使用基準違反)

表8-④ 残留農薬に係る違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 <sup>※1</sup>
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)	
中国	たまねぎ	チアメトキサム(4)		25
	ねぎ	チアメトキサム(2)	ピリプロキシフェン	
	あさり		プロメトリン(2)	
	さといも	クロルピリホス(2)		
	しそ		イソプロカルブ(MIPC)、フェノカルブ(BPMC)	
	しょうが		チアメトキサム(2)	
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス、パクロトラゾール	
	なつめ	ピラクロストロビン	プロピコナゾール	
	菊の花	クロルピリホス		
	ごぼう	クロルピリホス		
	にんじん	トリアジメノール		
	にんにくの茎		プロシミドン	
	ブロッコリー		プロシミドン	
	わさび		プロシミドン	
米国	とうもろこし	デルタメトリン及びトラロメトリン(12)		19
	セロリ		アセフェート(3)、ピフェントリン、メタミドホス	
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス	
	ラズベリー		メキシフェノジド	
ベトナム	きだちとうがらし		トリシクラゾール(3)、プロピコナゾール(3)、ヘキサコナゾール	16
	赤とうがらし		プロピコナゾール(2)	
	オオバコエンドロ		プロフェノホス(2)	
	青とうがらし		プロピコナゾール	
	PUK WHAN(アマメシバ)		ヘキサコナゾール	
	冬瓜		メタラキシル及びメフェノキサム	
	にんじん		ヘキサコナゾール	
パプリカ	アセフェート			
インド	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス(4)	10
	フェンネル		トリアゾホス(3)	
	カルダモン		トリアゾホス(2)	
	青とうがらし		トリアゾホス	
メキシコ	アボカド		ピフェントリン(7)	7
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス	2, 4-D(5)	6
フィリピン	バナナ	フィプロニル(2)		5
	おくら		フルアジホップブチル	
	パパイヤ		デルタメトリン及びトラロメトリン	
	マンゴー		フェントエート(PAP)	
ベネズエラ	カカオ豆	シペルメトリン	2, 4-D(4)	5
エクアドル	カカオ豆		2, 4-D(4)	4
スリランカ	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス(4)	4
タイ	ドリアン		プロシミドン(3)	4
	未成熟さやえんどう	プロピコナゾール		
カナダ	ぶどう		プロフェノホス(2)	3
	とうもろこし	デルタメトリン及びトラロメトリン		

生産国	品目分類	違反内容		件数 <sup>※1</sup>	
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)		
オランダ	セルリアック		クロルプロファム(IPC)(2)	2	
台湾	うなぎ	フェニトロチオン(MEP)		2	
	バナナ	ピラクロストロビン			
ペルー	カカオ豆		2, 4-D	2	
	キノア	フィプロニル			
マレーシア	ゆり科野菜	クロルピリホス(2)		2	
イタリア	パセリ		ボスカリド	1	
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド		1	
インドネシア	パイナップル		テブコナゾール	1	
ウガンダ	ごまの種子	チアメキサム		1	
英国	セロリ		フルジオキシニル	1	
ケニア	コーヒー豆		2, 4-D	1	
スペイン	米		デルタメリン及びトラロメリン	1	
ニュージーランド	かき		メキシフェノジド	1	
ノルウェー	鯨肉	ヘプタクロル		1	
ハンガリー	はちみつ加工品	クマホス <sup>※3</sup>		1	
ブラジル	キャッサバ	ピリミホスメチル		1	
フランス	レッドカラント		ジチアノン	1	
南アフリカ	グレープフルーツ	イマザリル		1	
モンゴル	そば	クロルピリホス		1	
総計				(延数) <sup>※1</sup>	130
				(実数) <sup>※2</sup>	127

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

※3 不検出基準

表8-⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生)に係る違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	件数
米国	小麦(20)	36
	米(8)	
	とうもろこし(6)	
	大豆	
	大麦	
カナダ	菜種(4)	5
	小麦	
オーストラリア	小麦(3)	4
	米	
タイ	米(4)	4
中国	米	1
ドイツ	ライ麦	1
フランス	小麦	1
総計		52

表8-⑥ 残留動物用医薬品に係る違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数 <sup>※1</sup>
		基準値超過	含有してはならない	検出されるものであってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(8)		10
	いか			クロラムフェニコール	
	えび			フラゾリドン(AOZとして)	
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして)(3)	3
カザフスタン	はちみつ加工品			クロラムフェニコール	1
韓国	ひらめ	オキシテトラサイクリン			1
中国	すっぽん		エンロフロキサシン		1
総計				(延数) <sup>※1</sup>	16
				(実数) <sup>※2</sup>	16

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑦ 器具及び容器包装に係る規格違反状況(令和元年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数 <sup>※1</sup>	
中国	合成樹脂	蒸発残留物(7)、鉛、着色料	15	
	陶器	鉛(2)		
	紙	着色料		
	ガラス	鉛		
	ゴム	亜鉛		
	磁器	鉛		
英国	陶器	鉛(14)	14	
フランス	合成樹脂	蒸発残留物(4)、過マンガン酸カリウム消費量	6	
	磁器	鉛		
イタリア	合成樹脂	ジブチルスズ化合物、蒸発残留物	2	
トルコ	合成樹脂	蒸発残留物	1	
米国	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	1	
マレーシア	ゴム	亜鉛	1	
総計			(延数) <sup>※1</sup>	40
			(実数) <sup>※2</sup>	35

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑧ その他の違反状況(令和元年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 <sup>※1</sup>
中国	食品添加物	成分規格(7)	15
	おもちゃ	規格(3)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	殺菌条件(3)	
	乾燥果実	放射線照射	
	乾燥野菜	放射線照射	
英国	食品添加物	成分規格(3)	3
シンガポール	食品添加物	成分規格(3)	3
タイ	果実加工品	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出(2)	3
	茶の代用品	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出	
米国	牛肉	衛生証明書の不添付	3
	小麦	食用外油の付着	
	食品添加物	成分規格	
オランダ	食品添加物	成分規格(2)	2
スペイン	乾燥食肉製品	成分規格	2
	食品添加物	成分規格	
台湾	食品添加物	成分規格(2)	2
イタリア	乾燥食肉製品	成分規格	1
インド	食品添加物	成分規格	1
インドネシア	食品添加物	成分規格	1
オーストラリア	ミネラルウォーター	成分規格	1
韓国	食品添加物	成分規格	1
スーダン	食品添加物	成分規格	1
ノルウェー	ミネラルウォーター	成分規格	1
フィリピン	食品添加物	成分規格	1
ベトナム	冷凍えび	放射線照射	1
総計			(延数) <sup>※1</sup> 42
			(実数) <sup>※2</sup> 34

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表9 海外情報に基づき行った主な監視強化(令和元年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5月	フランス	ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌O26汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌O26が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を指導するとともに、特定の製造者に対し検査命令を実施するよう措置を講じた。
9月	フランス	ナチュラルチーズ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズからサルモネラ属菌が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
10月	中国 韓国	貝類加工品 (A型肝炎ウイルス汚染のおそれ)	韓国において、A型肝炎ウイルスが検出された貝類加工品の回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
10月	ドイツ	食品 (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	ドイツにおいて、リステリア・モノサイトゲネスによる食中毒が発生し、原因食品を製造した製造者の製品の回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
12月	米国	冷凍ラズベリー (A型肝炎ウイルス汚染のおそれ)	米国において、冷凍ラズベリーからA型肝炎ウイルスが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
2月	フランス	ナチュラルチーズ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズのサルモネラ属菌を原因とする健康被害が発生し、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

表10 主な二国間協議及び現地調査(令和元年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
タイ産おくら、グリーンアスパラガス、バナナ及びマンゴー (残留農薬)	平成25年11月から協議開始。タイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、令和元年7月に現地調査を実施し、一部の輸出者に対する検査命令を免除とした。	令和元年7月
フィリピン産バナナ (フィプロニル)	平成30年11月から協議開始。フィリピン政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、令和元年12月に現地調査を実施し、一部の輸出者及び包装者に対する検査命令を免除とした。	令和元年12月
インド産養殖えび (フラゾリドン)	平成29年11月から協議開始。インド政府においてブラックタイガー種の合成抗菌剤に係る対策が図られたことから、令和2年3月に現地調査を実施し、ブラックタイガー種に対する検査命令を免除とした。	令和2年3月
ドイツ産牛肉 (BSE)	ドイツ政府と協議を行い、平成31年4月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成31年4月
フィンランド産牛肉 (BSE)	フィンランド政府と協議を行い、令和元年9月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	令和元年9月
スペイン産牛肉 (BSE)	令和元年9月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において輸出プログラムが遵守されていることを確認し、令和2年1月に輸入を解禁した。	令和元年9月
デンマーク産牛肉 (BSE)	令和元年10月に現地調査を実施し、対日輸出認定予定施設等における対日輸出プログラムの実施準備状況について確認した。	令和元年10月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成31年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、令和元年5月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。また、令和2年2月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和2年2月
米国産牛肉 (BSE)	平成31年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、令和元年5月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。また、令和2年2月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和2年2月
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成31年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、令和元年5月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。	-

表11 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
輸入相談実施件数	13,086	12,352	12,111	11,508	13,650
品目別輸入相談件数	24,377	24,180	23,516	20,736	22,629
品目別違反該当件数	364	410	460	384	627 <sup>※1</sup>

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

※1 延べ件数(検査項目別の件数)は870件

表12 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(令和元年度)

条文	違反該当件数 (件)	構成比 (%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	7(延数) 7(実数)	0.8	ルーピン豆の使用 シガテラ毒魚
第12条 (添加物等の 販売等の制限)	292(延数) 239(実数)	33.6	カルボキシメチルセルロース、ヨウ素化塩、雲母ベース真珠様 光沢色素、ヨウ素酸カリウム、クエン酸亜鉛、ポリアスパラギ ン酸カリウム、クロラミンB、酸化亜鉛、ヨウ素、硫酸水素ナトリ ウム、クエン酸マグネシウム、クロスカルメロースナトリウム、 TBHQ、NアセチルLシステイン、アスパラギン酸-1-デカルボ キシラーゼ、サイクラミン酸ナトリウム、カルミン、Lカルニチル L酒石酸塩、コチニールアルミニウムレーキ等
第13条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	566(延数) 426(実数)	65.1	清涼飲料水へのソルビン酸の対象外使用、 調味料への安息香酸ナトリウムの対象外使用、 シロップへのアセスルファミカリウムの過量使用、 清涼飲料水の製造基準(殺菌条件)不適合等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	5(延数) 5(実数)	0.6	原材料一般の規格違反
総計	870(延数) <sup>※1</sup> 627(実数) <sup>※2</sup>		

※1 項目別の件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表13 輸入相談における違反状況(令和元年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数 <sup>※</sup>	
米国	清涼飲料水	○添加物(スクラロース(58)、アセスルファムカリウム(52))の過量使用 ○添加物(二酸化ケイ素(42)、ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用 ○指定外添加物(クエン酸マグネシウム(5)、NアセチルLシステイン(4)、LカルニチルL酒石酸塩(4)、クエン酸亜鉛(3)、アルギニンケイ酸イノシトール(2)、ポリエチレングリコール(2)、アスパラギン酸亜鉛、β-アラニン、グリセリンプロピオニルカルニチン塩酸塩、クロスポビドン、メチルリペリン)の使用 ○製造基準(殺菌条件(4))不適合 ○保存基準(保存温度)不適合	185	265
	健康食品	○指定外添加物(クロスカルメロースナトリウム(5)、アルギニン塩酸塩(2)、クエン酸亜鉛(2)、クエン酸銅(2)、重酒石酸コリン(2)、ステアリン酸フマル酸ナトリウム(2)、ヒアルロン酸ナトリウム(2)、硫酸マンガン(2)、アスパラギン酸亜鉛、アスパラギン酸マグネシウム、N-アセチルL-カルニチン、アミノ酸鉄キレート、アミノ酸マグネシウムキレート、エチルセルロース、カルミン、コハク酸dl-α-トコフェロール、L-システイン、ジメチルグリシン、ジメチルスルホキシド、ニコチン酸クロム、ピコリン酸クロム、フマル酸第一鉄、フルクトホウ酸カルシウム、マグネシウムアミノ酸キレート、メチオニン亜鉛、メチルコバラミン、5-メチルテトラヒドロ葉酸、葉酸塩)の使用 ○添加物(リン酸一水素カルシウム(2)、クエン酸カルシウム、タルク、メチルセルロース)の過量使用	44	
	食品添加物	○指定外添加物(雲母ベース真珠様光沢色素(20))の使用	20	
	アルコール飲料	○添加物(安息香酸ナトリウム(3)、硫酸銅(3))の対象外使用	6	
	糖類	○指定外添加物(TBHQ(2)、エトキシ化モノ及びジグリセリド)の使用 ○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(2))の対象外使用	5	
	菓子類	○指定外添加物(流動パラフィン)の使用 ○添加物(アセスルファムカリウム)の過量使用	2	
	乾燥食肉製品	○製造基準(殺菌温度)不適合	1	
	種実類加工品	○添加物(プロピレングリコール)の過量使用	1	
	油脂類	○指定外添加物(イソヘキサン)の使用	1	
台湾	果実加工品	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(9)、アルミノケイ酸ナトリウム)の使用 ○添加物(二酸化ケイ素(6)、ソルビン酸カリウム(2)、ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(アセスルファムカリウム、スクラロース)の過量使用	21	109
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(11)、ステアロイル乳酸ナトリウム(4))の対象外使用 ○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(3))の使用 ○製造基準(殺菌条件)不適合	19	
	農産加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(8)、安息香酸ナトリウム(3)、安息香酸(2)、ソルビン酸、デヒドロ酢酸ナトリウム)の対象外使用 ○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	16	
	穀類加工品	○指定外添加物(ヨウ素酸カリウム(7))の使用 ○添加物(アセスルファムカリウム)の対象外使用 ○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の過量使用	9	

生産国	品目	違反該当内容	件数※
台湾	その他の食品	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(7)、二酸化硫黄)の対象外使用 ○指定外添加物(酸化セリウム)の使用	9
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(3)、安息香酸ナトリウム)の対象外使用 ○指定外添加物(リトルルピンBK)の使用	5
	糖類	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(4))の使用 ○添加物(アセスルファムカリウム)の過量使用	5
	器具	○成分規格(鉛(4))不適合	4
	健康食品	○指定外添加物(ラウリル硫酸ナトリウム(3)、ポリエチレングリコール)の使用	4
	シロップ	○添加物(アセスルファムカリウム(4))の過量使用	4
	調味料	○指定外添加物(グリチルリチン酸三ナトリウム(2)、アジピン酸カリウム)の使用 ○添加物(スクラロース)の過量使用	4
	種実類加工品	○添加物(アセスルファムカリウム(2))の過量使用 ○添加物(サッカリンナトリウム)の過量残存	3
	ハタ類	○シガテラ毒魚(2)	2
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(2))の対象外使用	2
	冷凍食品(農産加工品)	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用 ○保存基準(保存温度)不適合	2
中国	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(16)、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム)の対象外使用 ○指定外添加物(サイクラミン酸(2)、サイクラミン酸ナトリウム、L-リンゴ酸)の使用	21
	農産加工品	○添加物(デヒドロ酢酸ナトリウム(18)、安息香酸ナトリウム)の対象外使用 ○指定外添加物(ソルビン酸ナトリウム)の使用 ○添加物(カルボキシメチルセルロースナトリウム)の過量使用	21
	健康食品	○指定外添加物(アスパラギン酸-1-デカルボキシラーゼ(5)、アスパラギン酸β脱水素酵素、β-アラニン、β-アラニン合成酵素、クエン酸ホウ素、クロミウムピコリネート、ニコチンアミドホスホシルトランスフェラーゼ、ニコチンアミドリボキシナーゼ、プリンヌクレオシダーゼ、リボースリン酸ピロホスホキナーゼ)の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム、硫酸亜鉛)の対象外使用	16
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(4)、安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	6
	アルコール飲料	○添加物(ソルビン酸カリウム(5))の対象外使用	5
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(5))の対象外使用	5
	食品添加物	○指定外添加物(アスパラギン酸-α-デカルボキシラーゼ、アルゴン、ポリエチレングリコール)の使用	3
	その他の食品	○添加物(ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	3
	果実加工品	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース、サイクラミン酸)の使用 ○添加物(二酸化硫黄)の過量残存	3
	菓子類	○指定外添加物(パルミチン酸レチノール)の使用 ○添加物(水酸化ナトリウム)の使用基準(中和又は除去)不適合 ○添加物(デヒドロ酢酸ナトリウム)の対象外使用	3

102

生産国	品目	違反該当内容	件数※
中国	種実類加工品	○添加物(エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム)の過量使用 ○添加物(サッカリンナトリウム)の過量残存	2
	スープ類	○指定外添加物(サイクラミン酸、サイクラミン酸ナトリウム)の使用	2
	豆類加工品	○指定外添加物(サイクラミン酸ナトリウム)の使用 ○添加物(塩酸)の使用基準(中和又は除去)不適合	2
	めん類	○添加物(デヒドロ酢酸ナトリウム(2))の対象外使用	2
	塩類	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	食肉製品	○指定外添加物(グリチルリチン酸アンモニウム)の使用	1
	卵製品	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1
	畜産加工食品	○添加物(L-システイン塩酸塩)の対象外使用	1
	畜産加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	漬け物野菜	○添加物(スクラロース)の過量使用	1
	糖類	○添加物(ナイシン)の対象外使用	1
	油脂類	○指定外添加物(TBHQ)の使用	1
	ベトナム	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(17)、ソルビン酸カリウム(9)、ソルビン酸(2))の対象外使用 ○指定外添加物(ヨウ素酸カリウム(4))の使用 ○添加物(アセスルファムカリウム、ソルビン酸カリウム)の過量使用
果実類		○指定外添加物(クロラミンB(8))の使用	8
即席麺		○添加物(二酸化チタン(4)、BHT(4))の対象外使用	8
農産加工品		○添加物(ソルビン酸カリウム(3)、安息香酸ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(二酸化硫黄)の過量残存	5
穀類加工品		○指定外添加物(ヨウ素)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2
スープ類		○指定外添加物(ヨウ素カリウム)の使用	1
清涼飲料水		○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
その他の食品		○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
乳製品		○添加物(プロピオン酸ナトリウム)の対象外使用	1
ふぐ類		○許可外海域にて漁獲	1
冷凍食品(農産加工品)		○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1
タイ	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(11)、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム(3))の対象外使用 ○指定外添加物(ヨウ素化塩(7)、硫酸水素ナトリウム(5))の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用	27
	茶	○添加物(食用黄色5号(4)、食用青色1号(2)、食用黄色4号(2))の対象外使用	8
	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(4))の使用	4
	豆類加工品	○ルーピン豆の使用(2) ○添加物(銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	3
	アルコール飲料	○指定外添加物(尿素、ポリエチレングリコール)の使用	2
	健康食品	○指定外添加物(ピコリン酸クロム、メチルコバラミン)の使用	2
	農産加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2
	イカ類	○添加物(二酸化塩素)の対象外使用	1
	果実加工品	○指定外添加物(炭化カルシウム)の使用	1
	魚類	○指定外添加物(ヨウ素酸カリウム)の使用	1

生産国	品目	違反該当内容	件数※
タイ	種実類加工品	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	その他の食品	○指定外添加物(アルミノケイ酸ナトリウム)の使用	1
	冷凍食品(果実)	○成分規格(大腸菌群)不適合	1
ドイツ	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(10)、銅クロロフィル、硫酸亜鉛)の対象外使用 ○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(2)、無水カフェイン(2)、グルコン酸マグネシウム、ヒアルロン酸ナトリウム)の使用	18
	健康食品	○指定外添加物(サイクラミン酸ナトリウム(2)、塩化クロム(Ⅲ)、クエン酸亜鉛、ジシアンジアミド、ジハイドロトリアジン、セレン酸ナトリウム、ビタミンK1、ポリエチレングリコール、モリブデン酸ナトリウム、ヨウ素酸カリウム、硫酸マンガンの使用 ○添加物(グルコン酸第一鉄、硫酸銅)の対象外使用	14
	加熱食肉製品	○指定外添加物(カルミン、ピロリン酸三ナトリウム、ヨウ素化塩)の使用	3
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(アスコルビン酸マグネシウム)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2
	ルーピン豆	○ルーピン豆の使用	1
韓国	健康食品	○指定外添加物(酸化亜鉛(3)、エチルセルロース、食用黄色205号)の使用 ○製造基準(放射線照射)不適合 ○添加物(スクラロース)の過量使用 ○添加物(D-マンニトール)の対象外使用	8
	乳製品	○添加物(ポリソルベート60(8))の過量使用	8
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム(2)、サッカリンナトリウム)の対象外使用	5
	果実加工品	○指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用 ○添加物(シリコン樹脂)の過量使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3
	清涼飲料水	○指定外添加物(酸化亜鉛)の使用 ○製造基準(殺菌時間)不適合 ○添加物(安息香酸)の過量使用	3
	その他の食品	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(3))の対象外使用	3
	種実類加工品	○添加物(シリコン樹脂)の過量使用 ○添加物(ソルビン酸カルシウム)の対象外使用	2
	菓子類	○指定外添加物(酸化亜鉛)の使用	1
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	○添加物(ポリソルベート80)の過量使用	1
イタリア	清涼飲料水	○指定外添加物(アスパラギン酸カリウム(2)、フッ化ナトリウム(2)、グルコン酸マグネシウム、セレノメチオニン、ヨウ素化塩)の使用 ○添加物(硫酸亜鉛(2)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	10
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(7))の対象外使用	7
	種実類加工品	○指定外添加物(ジクロロメタン)の使用 ○添加物(酢酸エチル)の対象外使用	2
	アルコール飲料	○指定外添加物(メタ酒石酸)の使用	1
	加熱食肉製品	○保存基準(保存温度)不適合	1
	その他の食品	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1
	チョコレート類	○添加物(三二酸化鉄)の対象外使用	1
非加熱食肉製品	○製造基準(乾燥条件)不適合	1	

生産国	品目	違反該当内容	件数※	
ポルトガル	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(6))の対象外使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(3))の過量使用	9	20
	アルコール飲料	○指定外添加物(ポリアスパラギン酸カリウム(7))の使用	7	
	菓子類	○添加物(ソルビン酸(2)、ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	4	
スペイン	非加熱食肉製品	○製造基準(乾燥温度(3))不適合 ○添加物(BHA(2))の対象外使用	5	17
	油脂類	○添加物(安息香酸ナトリウム(3)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	4	
	菓子類	○添加物(L-システイン塩酸塩(2))の対象外使用	2	
	健康食品	○指定外添加物(水酸化鉄)の使用 ○添加物(硫酸亜鉛)の対象外使用	2	
	その他の酪農製品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	
	穀類加工品	○添加物(L-システイン塩酸塩)の対象外使用	1	
	調味料	○添加物(銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	1	
スリランカ	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(16))の対象外使用	16	16
インド	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素(5))の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○添加物(スクラロース、ポリソルベート80)の過量使用	10	14
	清涼飲料水	○指定外添加物(アゾルビン(2))の使用 ○添加物(ソルビン酸)の対象外使用	3	
	健康食品原料	○指定外添加物(酢酸カリウム)の使用	1	
マレーシア	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(4))の対象外使用	4	11
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(4))の対象外使用	4	
	氷菓	○製造基準(殺菌条件(2))不適合	2	
	アイスクリーム類	○製造基準(殺菌条件)不適合	1	
メキシコ	調味料	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(3))の使用	3	11
	野菜類	○添加物(二酸化塩素(3))の対象外使用	3	
	アルコール飲料	○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム、プロピオン酸ナトリウム)の対象外使用	2	
	茶の代用品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
スウェーデン	清涼飲料水	○指定外添加物(クエン酸亜鉛(4)、パテントブルーV)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	7	9
	チョコレート類	○指定外添加物(パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸メチルナトリウム)の使用	2	
フランス	清涼飲料水	○製造基準(殺菌条件(3))不適合	3	9
	菓子類	○指定外添加物(キノリンイエロー)の使用	1	
	健康食品	○指定外添加物(銅クロロフィリン錯体)の使用	1	
	穀類加工品	○添加物(クエン酸三エチル)の対象外使用	1	
	種実類加工品	○添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	1	
	その他の食品	○添加物(アセトン)の対象外使用	1	
	乳製品	○厚生労働大臣未承認の容器包装の使用	1	
ベルギー	食品添加物	○指定外添加物(コチニールアルミニウムレーキ(3))の使用	3	8

生産国	品目	違反該当内容	件数※	
ベルギー	アルコール飲料	○指定外添加物(ポリアスパラギン酸カリウム)の使用	1	
	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	その他の食品	○指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用	1	
	冷凍食品	○指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用	1	
	冷凍食品(その他の食品)	○指定外添加物(パテントブルー)の使用	1	
フィンランド	農産加工品	○成分規格(放射性物質(3))不適合	3	7
	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(2))の使用	2	
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌条件(2))不適合	2	
インドネシア	その他の食品	○指定外添加物(ヨウ素化塩(2))の使用	2	6
	調味料	○添加物(安息香酸、ソルビン酸カルシウム)の対象外使用	2	
	清涼飲料水	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
	乳飲料	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
ブラジル	食品添加物	○指定外添加物(エチレングリコール、硝酸銀)の使用	2	6
	その他の食品	○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	
	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	健康食品	○添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	1	
英国	清涼飲料水	○製造基準(殺菌条件(3))不適合	3	5
	アルコール飲料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	食品添加物	○指定外添加物(ペトロラタム)の使用	1	
オーストラリア	清涼飲料水	○指定外添加物(カルミン)の使用 ○製造基準(殺菌条件)不適合 ○添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用	3	5
	健康食品	○指定外添加物(酸化亜鉛、ヨウ化カリウム)の使用	2	
オランダ	健康食品	○指定外添加物(ビタミンK2(メナキノン-7)、メチルコバラミン)の使用	2	5
	アルコール飲料	○指定外添加物(ブリリアントブラックPN)の使用	1	
	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	豆類加工品	○添加物(三二酸化鉄)の対象外使用	1	
ペルー	その他の酪農製品	○添加物(プロピオン酸カルシウム(3))の対象外使用	3	5
	野菜加工品	○ライマ豆の使用 ○ルーピン豆の使用	2	
カナダ	菓子類	○添加物(酢酸エチル)の対象外使用	1	4
	乾燥食肉製品	○製造基準(乾燥温度)不適合	1	
	清涼飲料水	○指定外添加物(L-リンゴ酸)の使用	1	
	油脂類	○指定外添加物(TBHQ)の使用	1	
フィリピン	健康食品	○指定外添加物(ラウリル硫酸ナトリウム)の使用	1	4
	即席麺	○添加物(食用黄色4号)の対象外使用	1	
	乳製品	○添加物(ナイシン)の過量使用	1	
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
オーストリア	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	3
	清涼飲料水	○指定外添加物(グルクロノラクトン)の使用	1	
	チョコレート類	○指定外添加物(コチニールアルミニウムレーキ)の使用	1	
ブルネイ	調味料	○添加物(安息香酸(3))の対象外使用	3	3
ウクライナ	菓子類	○指定外添加物(カルミン、クエン酸アンモニウム)の使用	2	2

生産国	品目	違反該当内容	件数※	
ハンガリー	野菜加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	2
	シロップ	○指定外添加物(オイゲニルメチルエーテル)の使用	1	
イスラエル	漬け物野菜	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
キルギス	はちみつ	○成分規格(クロラムフェニコール)不適合	1	1
シンガポール	アイスクリーム類	○指定外添加物(アンモニウムフォスファチド類)の使用	1	1
スロベニア	アルコール飲料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の過量使用	1	1
チュニジア	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸)の対象外使用	1	1
デンマーク	清涼飲料水	○製造基準(殺菌条件)不適合	1	1
ニュージーランド	果実加工品	○成分規格(クロルタールジメチル)不適合	1	1
ブルガリア	清涼飲料水	○製造基準(殺菌条件)不適合	1	1

※件数は、違反延べ件数

表14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(令和元年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
中国	おくら	ヘキサコナゾール	2
	ほうれんそう	ピラクロストロビン	
ベトナム	魚醤	安息香酸、ソルビン酸	2
	チリソース	安息香酸	
ベルギー	クッキー	ソルビン酸	2
	発泡酒	ソルビン酸カリウム	
総計			6

## (参考)主な用語説明

用語	説明
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アルミノケイ酸ナトリウム	添加物(製造用剤)
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
過酢酸製剤	添加物(殺菌剤)
クドア・セブテンpunkタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
三酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジチアノン	農薬(キノン系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
食用黄色4号、5号	添加物(着色料)
シリコーン樹脂	添加物(消ほう剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌026、0103、0157等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
デヒドロ酢酸ナトリウム	添加物(保存料)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)

用語	説明
トリシクラゾール	農薬(殺菌剤)
ナイシン	添加物(保存料)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
バクロトラゾール	農薬(トリアゾール系植物成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ピフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピラクロストロピン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリプロキシフェン	農薬(殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェノブカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピオン酸ナトリウム	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(軟化剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ポスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メキシフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
流動パラフィン	添加物(製造用材)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキソトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病